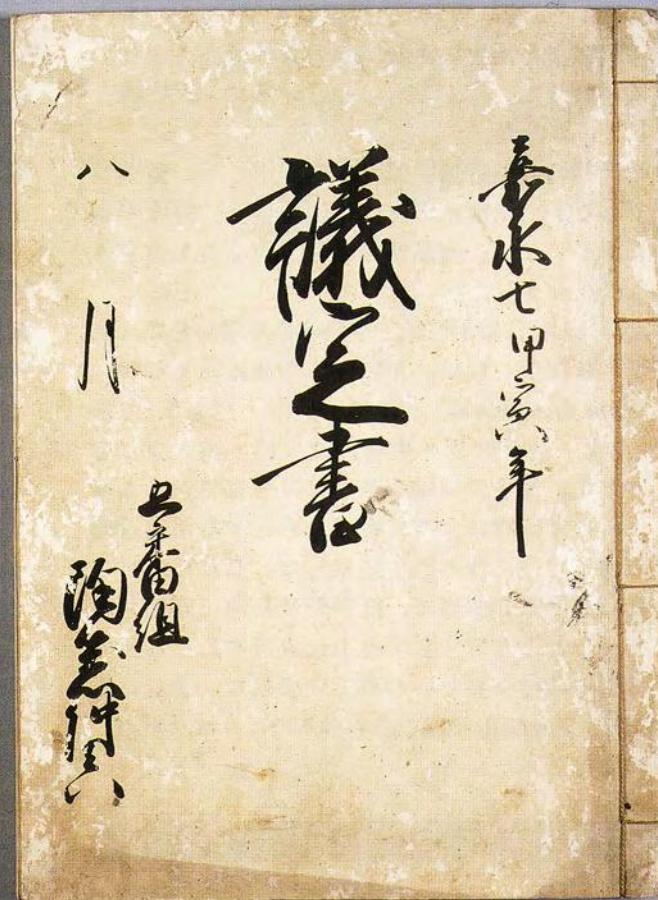




博物館だより

第42号



「十組商売書抜」と「五番組陶器仲真議定書」

川越十組仲間

江戸時代に、川越の同業者組織として川越十組仲間がありました。これは、川越の商工業者を業種別に一番組から十番組までに編制し、各番組の同業者ごとに「仲間」を組織するものでした。川越十組仲間結成の過程については、史料が欠けているため明らかではありませんが、嘉永年間のものとみられる「十組再興願書」(水村家文書)には、文化3年(1806)に江戸の十組問屋にならって商人を十組に分けて、10人の大行司と各組の小行司をたてたとあります。

川越の十組仲間は、江戸の十組問屋にならっているとはいえ、株仲間という性格のものではなく、行司は世話役で、加入も比較的自由でした。それでも仲間議定書には、商業活動や船積荷物の取り決めなどが何条にもわたって決められており、城下町商業の価格や流通を統制しようとする意図がうかがわれます。

川越十組仲間の業種編制内訳

一番組	糠干鰯、塩仲間、綿・木綿糸
二番組	呉服太物、小間物、紺屋、仕立屋、形付上絵師、せり小間物、足袋屋、縫箔、張屋、機織
三番組	紙、荒物、雪駄下駄、際物、下駄傘職、提灯師、箔屋、煙草・同きざみ、篠屋、鞍屋
四番組	醤油、酒、酒造、蕎麦屋、飯煮売り、鮓屋
五番組	瀬戸物、塗物、金物、青物乾物、石屋、鍛冶屋、鑄物師、青物商人、塗師屋、麸屋、素麺、果物問屋
六番組	油、搾油、せり油、練油、蠟燭
七番組	干魚、塩魚、鮮魚、鮎、川魚、鰹節、豆腐屋、蒟蒻屋、蒲焼
八番組	菓種、砂糖、餅屋、菓子屋、粉屋、種物
九番組	古着、腰物小道具并中道具、鎌屋、古鉄、肩仲間
十番組	くり台屋、穀、穀仲買、味噌麹、搗米、挽割、材木、建具屋、箱屋、炭屋、石灰、木具曲物、棒屋

(「十組商売書抜」より作成。一部略したところもあります。)

江戸時代川越近郊村々特産の

瓜・茄子・青物の出荷について

夏になると食卓を賑わす美味しい茄子、そして美味しい瓜。実は、これは江戸時代の話ですが、もちろん今でも変わらず食卓に登場する野菜です。といっても、瓜の方は漬物用しか思い浮かばない人々が多くなり、甘い瓜にかわって、今ではもっと甘いメロンが主流となっていました。

江戸時代初めの農村は穀類の生産が中心で、野菜は自家用でしたが、次第に町場の人口が増え、野菜の需要が高まるにつれて、商品作物としてたくさん生産されるようになりました。

享和元年(1801)に鍛冶町名主中島孝昌が著わした『武藏三芳野名勝図会』には、川越地方の農産物として、「甜瓜(真桑・銀真桑)・黄卷・独活・崑崙瓜(今福紫瓜)・小麦・金時豆・真綿・乾枝柿・藕」などを挙げています。茄子に今福の名が付けられているように、これらの農産物は今福村をはじめとする川越近郊の畠作の村々で主に作られていました。これらの村々は、もとは武藏野の原野で、江戸時代初めに開墾されて村となったところです。台地上に位置するこれらの村々は「山方の村々」といわれていました。また、これに対して、低地で田んぼ中心の村々のほうは「里方」といわれました。

山方の村々、川越町の青物問屋を訴える

江戸時代中頃の安永8年(1779)5月、山方の村々は川越藩の代官所に川越町の青物問屋を訴える訴状を出しました。この訴状の写しが今福村の名主を勤めた山口家に保存されています。山方の村々は、村の農民が出荷している瓜・茄子・青物について、これまでと変わった問屋での取引料が著しく増加したのは不适当であると訴えました。この山方の村々は、上松原村・下松原村・上赤坂村・下赤坂村・今福村・中福村・堀金村・中新田・水野村・上留村・中留村・下留村・亀ヶ谷村の13か村であり、訴えられたその相手は、青物問屋の鳴町問屋庄左衛門、鳴町弥助、鳴町孫右衛門、猪鼻町重蔵、蓮門前与兵衛、蓮門前喜兵衛の6名です。

訴状はたいへん長いのですが、それ以前の取り引きと新規の取り引きの違いは表に、また、訴状の本論の部分は、後に読み下し文を載せました。

この訴状からは、畠作の村々の野菜の生産と出荷について知ることができます。これらの村々では、瓜・茄子・西瓜・芋などが土地相応であるので、先年より

第一の売り物として、川越問屋に付け出し、売買している、といっています。瓜には真桑瓜・越瓜・わせ瓜・九左衛門おく瓜の種類があります。茄子には、わせ茄子とおく茄子があります。また、1頭の馬に付ける1駄分の個数は、わせ茄子1駄-1000個位、おく茄子1駄-600個位、越瓜1駄-120個位、真桑瓜1駄-160個位、わせ瓜・九左衛門おく瓜1駄-240~300個位であることがわかります。

問屋には仲買人が買い付けにきていますが、訴状で問題となっている取引料は、この仲買人の分が著しく増加しているのです。問屋は「恵比須」といって場所代のようなものを取っています。このほかに、「口銭」という手数料を取ります。これに対し、仲買人は「引き」と「数取り」という手数料を取っていたのですが、これが、新規の取り引きでは、それぞれの作物から「引き前」、「籠まけ」、「数取り」と3通りの手数料になっています。瓜については、これらのほかに「落ち」という損料も取るようになりました。

訴状ではまず、新規の手数料が1駄の4分の1、あるいは3分の1にも相当する程で、このように格別余計に取られては百姓達は生計がなりたたない、百姓はどのように下値を付けられても、瓜や茄子を青物問屋に持ち込むしか仕方がないのをよいことに、問屋達が不當に利益を略奪していると訴えています。

また、これまで早朝に問屋に荷物を付け込むと、すぐに取りさばいて売買が始まったのに、今では、荷物が揃っても仲買の頭が立ち会わなければ売買をせず、また青物は一人の者が買い、分けてあちこちに運送させられるため、帰宅が遅くなつて、これまで2駄付け込んだ荷物も1駄しか出せないと嘆いています。そして、もしこのように不当な下値で取りさばくというなら、もうこれらの荷物を問屋方には出さず、御屋敷様方や町々へ直売りできるようにして貰えれば村々では有り難いと、むしろ直売りを希望しているのだと述べています。この訴状の出された安永期は、将軍家治の側用人田沼意次が実権を持ち、商人や生産者に積極的に仲間を結ばせ、商品流通を活発化させようとした時代です。この訴状でも、仲買の頭が立ち会うようになったことから、青物仲買人の仲間が結成されたことがうかがわれます。また、問屋に荷物を出すよりほか仕方がないあるのは、問屋も仲間を組み、ほかに出させないようにしていたものと思われます。

そして商品流通が活発になると、多くの商品が出回

取引料の変更について (安永8年の訴状より作成)

○先年の仕法

問屋	恵比須	真桑瓜・越瓜・茄子 1駄に付 2つずつ引き
	口銭	1駄に付 錢24文
仲買	引き	瓜100に付 4つ
	数取り	瓜30に付 1つ

○新規の仕法

問屋	恵比須	瓜 1駄に付 3つ				
	口銭	錢100文に付 3文				
仲買	わせ茄子	おく茄子	越瓜	真桑瓜	九左衛門おく瓜 わせ瓜	
	1駄分の個数	1000個位	600個位	120個位	160個位	240~300個位
	引き前	100に付 15引	100に付 15引	100に付 10引	100に付 10引	100に付 10引
	籠まけ	1駄に付 8つ	1駄に付 8つ	1駄に付 4つ	1駄に付 8つ	1駄に付 8つ
	数取り	30に付 1つ	30に付 1つ	30に付 1つ	30に付 1つ	30に付 1つ
	落ち	—	—	1駄に付 20 (但1つ1文の代銭)	1駄に付 20 (但1つ1文か5分代銭)	1駄に付 40 (但1つ1文か5分代銭)

るようになり、仲買人の存在も大きくなっています。このころ仲買人の中には農民が商売に不慣れなのに付け込んで、不当に利潤を貪る者も出てきました。青物仲買人の取引料が増加したことは、このような風潮とみられます。しかし、これに対し、これまでただ問屋に作物を持ち込むだけであった農民達も商人と争い、利益を確保するようになってきました。この訴状にもそういう農民達の積極的な姿勢が表れています。

この訴状の結果が書かれた史料はありませんが、その71年後の史料にその結果をうかがわせるものが残っています。

問屋は開店休業、農民は勝手次第に直売り

山方の村々が訴状を出してから、71年後のことです。嘉永3年(1850)6月、今福村の名主、山口嘉平次は争論の調停を命じられていきましたが、どうしても決着できないとして、報告書を代官所に提出しました。山方の村々と町方の青物商人との「前菜荷物引道(青物荷物取引)」の争論です。

町方商人達は、近年村々と取り引きができず、役人に訴えても山方の村々が承知しなければ仕方がないと返されてしまい、困りはて、今福村名主に村々との調停を依頼しました。

問屋と仲買人が主導権を握っていた安永期の状況はいまでは一変しています。問屋方には瓜や茄子などの荷物が持ち込まれず、取り引きができません。これに対して藩の役人は取り扱わず、村々との話し合いで解決することを求めました。仲介にあたった山口嘉平次は、まずこの嘉永3年の4月に、山方の村々の名主を集めて説得をしました。この時の話し合いでは、「厚

きおぼし召しをもって仰せ出され候御主意に付き、前々の通りには相成りかねる」という一方、「安永8年に双方落ち合いのうえ取り決まり、6、70ヶ年相続いてきた」取り引きだから、少々ずつでも行っていこうということになりました。商人達の申し出も減額させた上で双方納得して、証文が作成されました。この「為取替議定連印帳」をみると、安永8年の訴状の時の取引料に比べて半分ほどの数字が掲げられています。この証文に名前を連ねているのは、川越町の青物仲買総代喜多町九兵衛、喜多町佐兵衛、高沢町勝兵衛、高沢町又五郎、鳴町儀兵衛、鳴町弥兵衛、南町武助、南町弥平次、志多町六造、境町喜兵衛、五ヶ村宇平治、下松郷長造の12名と、青物取扱人蓮馨寺門前市右衛門、蓮馨寺門前喜兵衛、脇田村十造、脇田村宇造、小久保村世話人喜太郎の5名です。

ここで、「問屋」という名前が出てこないのは、「厚き……御主意」と関係があります。この「御主意」はこれより9年前の天保12年(1841)に、老中水野越前守の天保の改革の一つとして御触れが出された「株仲間解散令」のことをさしています。株仲間の弊害を除き、物価を引き下げるねらいがありました。翌13年の御触れでは「問屋」と言うことも禁止しています。それで「青物取扱人」と書いているわけです。また御触れでは、商売は「勝手次第」にしてよいことになりました。そのため、農民達は問屋に作物を持ち込まず、自由に直売りをはじめました。特に芋や豆などと違い、痛みの早い茄子や瓜や青物は遠方に売りさばくものではないため、仲買人の手を借りなくとも、自分で売りさばくことができたと思われます。結局、名主達が前々のように問屋に持ち込むという証文を作成しても、農民達は不承知で、「徒党」を組んで反対運動を行い、問

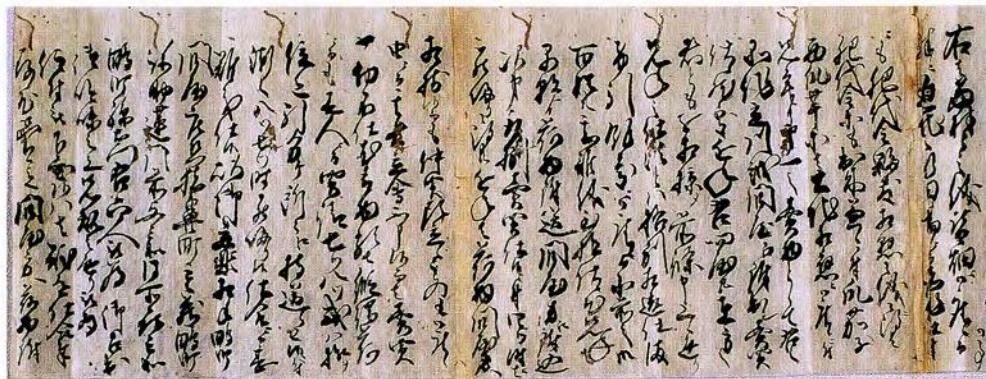
屋に荷物を持ち込もうとする者を待ち伏せして阻止する事件もおきました。こうして名主嘉平次は調停をあきらめて、経過報告書を代官所に提出したのです。

天保改革の「株仲間解散令」はこのように川越においても、また全国的にいろいろと市場の混乱を招きました。このためこの翌年の嘉永4年には「問屋再興令」が出されました。しかし、自由に直売りをおこなった農民達が再び問屋の支配下に戻るには時間がかかりました。

ったことが想像されます。こののち川越町では、嘉永7年(1854)の十組問屋仲間の再興をはじめ、いろいろな仲間が改めて結成されました。

(付記) 本稿をまとめるにあたり山口勝正氏に御協力を賜りました。心より感謝申し上げます。

(筆者は古文書整理員 佐藤啓子)



山口家文書No.341「乍恐以書付奉願上候」(山口勝正氏蔵)

訴状史料（本論のみ抄出）

右は当村々の儀、皆畠に御座候て、殊に迫地（狭地の意か）の新田場にて、諸作仕付けにも肥代金おびただしく相懸かり候儀に候えば、肥代金などもできかね候に付き、瓜・茄子・西瓜・芋などは土地相応に御座候に付き、先年より第一の売り物として、右の品作り立て、川越問屋へ付け出し、売買つかまつり候。しかるところ、近年右問屋共、在方の者共を相掠め、前条申し上げ候通り、先年の仕法とは格別相違いつかまつり、まけ引き余計に御座候て、小前の御百姓共はなはだ難儀しごくつかまつり候。尤も先年早朝より荷物付け送り、問屋方へ付け込み次第取りさばき、売買つかまつり候に付き四ツ時にはまかり帰り候えども、近年は荷物問屋方へ相揃い候ても、仲買頭立ち候者も御座候由にて、その者立ち会い申さず候ては売買一切つかまつらず、尤も青物類は、たとえ端荷にても一人にて買い受け、

七ツ、八ツあるいは十位まで引き分け、所々へ持ち送らせ候に付き、ようやく八ツ七ツ時まかり帰り候仕合にて、はなはだ難儀つかまつり候。御慈悲をもって相手鳴町問屋庄左衛門、猪鼻町重蔵、鳴町弥助、蓮門前与兵衛、同所喜兵衛、鳴町孫右衛門、右六人御召し出され、御吟味の上、先規の通り仰せ付けられ下しおかれ候わばありがたき仕合せに存じ奉り候。尤も只今まで問屋方へ荷物付け込み候えば、いかほど下値に取り計らい候ても、問屋方を他へ付け出し売買致し候儀、致させ申さず候えば、これ等の儀難儀しごくと存じ奉り候。もし存じのほか下値にも取りさばき候わば、右荷物問屋方を付け出し、御屋敷様方並びに町々へ直売り候にもつかまつり候よう、仰せ付けられ下しおかれ候わば、村々一統ありがたき仕合せに存じ奉り候以上安永八己亥年五月



山口家文書No.374「乍恐以書付奉申上候」(山口勝正氏蔵)

名主の報告書史料

恐れながら書付をもって申し上げ奉り候
私儀今般召し出され前菜荷物引道の儀に付き、相滞り
村々にて荷物引き留め差し出さず候趣、畢竟その方取
り扱い方参り届かず候段、御察當仰せ聞かされ恐れ入
り奉り候。右は当三ヶ年以前町方商人共より申し出、
近年引道相立たず難渋つかまつり候間、御嘆願申し上
げたく、御筋へ相窺い候ところ、山方落ち合いの上な
らでは相成りがたき段、仰せ聞かされ候間、勘弁受け
申したき旨、相頼み候に付き申し話し候ところ、村々
の内一、二ヶ村不承知の趣に付き、そのままに相成り
おり、なおまた当四月中商人共より申し出候間、村々
名主役人共出会の上申し話し候ところ、厚きおぼし召
しをもって仰せ出され候御主意に付き、前々の通りに
は相成りかね候えども、安永八亥年双方落ち合いの上
取り決まり、六、七十ヶ年相続きまかり有り、殊に脇々
宿方立て場、何方にても引道これなき場所はこれなく、
御当地に限り候故氣の毒にもこれあり、且つまた手數
も相掛かり、却って難渋の場もこれあり候間、少々ず
つも相立て遣わし申したき趣にて、町方より頼み申し
出候員数の内、それぞれ相減らし相談取り決め、右の
ところにて商人共承知の上は、村々において計考はこ
れなき趣に付き、町方へ掛け合いくれ候よう申すに付
き、その段商人共へ申し聞かせ候ところ、これまた一
同相談の上納得つかまつり候趣に御座候。勿論去る寅
年中御主意に付き、御触れ達し御座候品、示談つか

まつり候儀故申し話し中、毎度々御筋へ窺い奉り、取
り扱い候儀に御座候。しかる処、村方により不承知の
者もこれあり、議定印形調いかね候に付き、村々役人
より利解中、小前の内悪者これあり、村役人共取り決
め候趣意潰し申すべき巧みをもって、村々おとなしか
らざる者共誘い引き込み、徒党を催し候風聞これあり、
捨て置き候ては何様の儀仕出し申すべきや、計りがた
き旨、村々名主共より内々申し出候間、未発にその御
筋へ御内々申し上げ置き候ところ、なお追々増長致し
実意の者まで勧め組み入れ、連判など致し、諸方より
持ち出し候荷物さし留め候趣、相聞こえ候間、引道の
儀は村々一同承知の上にこれなく候えば、相立ち申さ
ざる儀を、左様騒ぎたて、荷物などさし留め候段は心
得違いに付き、専ら諭し方もこれあるべきと存じ、取
り調べ候え共、左様の相談故、宿借り候者もこれなく、
野山にて相催し候間、事実相知れ申さず、取り鎮め方
御座無く当惑つかまつり候間（中略）初發以来運び柄
の儀一通り恐れながら申し上げ奉り候。宜しく御賢慮
成し下しおかれたく願い上げ奉り候以上

嘉永三庚戌年六月

今福村頭取名主

山口嘉平次

御代官御役所

「ふるさとのまつり」紹介

鯨井の万作

(川越市指定無形民俗文化財)

鯨井地区は、川越市の北西部に位置しています。「万作」とは、「豊年満作」という呼び方もあるように、五穀豊穣を祈願して行う農民芸能です。かつては県内の各地で行われて、埼玉の代表的な民俗芸能の一つとなっていましたが、近年は衰微してしまい、川越でも現在残っているのは、老袋とこの鯨井の2か所のみとなってしまいました。万作には、手踊りと芝居がかった段物などがありますが、鯨井では手踊りが行われています。

鯨井の万作は、主に7月の八坂神社の天王様で踊られます。かつては7月15日と決まっていましたが、現在では、子どもや勤めに出る人が参加しやすいように、7月15日前後の土・日曜日に行われます。

当地区の万作は、真仁田市平という人が明治初年に村人に教えたのが始まりとされますが、残念ながら詳しいことは明らかではありません。昔は地区的若者が成年になると、いわゆる「若い衆」に

仲間入りして、すぐに万作踊りを稽古させられたそうですが、現在では小学生と「鯨井の万作保存会」が中心となり踊っています。

第一日の晩は、「ソロイ」と称して自治会館で夜遅くまで踊ります。翌日は天王様で、八坂神社での神事の後、各戸にお札を配る人とともに数人掛かりで獅子頭を担いで地区内を練り歩きますが、その途中で獅子が休む際に万作を踊ります。先ず「下妻踊り」を横一列に並んで踊ります。横一列に並ぶ所作が、田の草をとるのに似ているところから「田の草踊り」と呼ぶ地方もあるようです。歌詞は3番まであって、1番が基本で、2番・3番は踊り方が少しずつ異なり、動きも早くなります。なお、このほかに昭和初期に霞ヶ関地区に奉公に出た者が伝えたという、数え唄や伊勢音頭、八木節なども踊ります。

参考 『鯨井史』 昭和58年
『名細郷土誌』 平成8年



万作踊り



天王様の獅子

●平成15年度●

利用状況

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも、平成15年度中に、多くの皆様に御来館いただきまして、誠にありがとうございました。今後も、より多くの方に御満足いただけるよう、常設展示・企画展示の充実を図っていきたいと考えています。

皆様の御来館をお待ちしています。

施設区分	年間入館者数				1日平均入館者数	開館日数
	一般	大学生 高校生	中学生 以下	合計		
博物館	77,053	5,259	32,761	115,073	404	285
川越城本丸御殿	88,525	4,302	24,547	117,374	401	293
川越市蔵造り資料館	67,037	4,834	24,670	96,541	329	293

Information

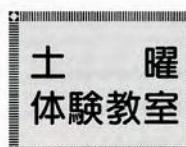
平成16年度の博物館主催行事です。

講 座・教 室 etc.

行 事	日 程	行 事	日 程
●昔の遊び なつかしい昔の遊び	7/31、8/1	●子ども博物館教室 彩の国教育の日記念 「やさしい文化財めぐり」	10/9、10
●夏休み子ども体験 ミニ縄文土器の作製や和楽器、昔の織物などの体験	8/4、5、6	●博物館歴史講座 「歴史の道探訪 鎌倉への道 Ⅲ」	10/24、31、11/6
●ミュージアムシアター 歴史や平和をテーマにした子ども向けの映画	8/21、22	●民俗芸能実演 「南大塚の餅つき踊り」	11/3
●博物館歴史講座 「歴史の道探訪 川越街道と舟運」	9/8、15、22	●博物館歴史講座 「考古学からみる川越の歴史 弥生時代」	11/14、21、28
●野外博物館教室 「石仏を訪ねて 大東編」	9/19	●市民の日記念 博物館文化祭 一同好会作品の展示一	11/27～12/5
●野外博物館教室 「川越の旧町名を巡る」	9/26	●市民の日記念 「ミュージアムコンサート」	12/5
●土器作り講座 縄文土器を自分の手で作る	10/2、3		

※変更の可能性もあります。申し込み方法も含め、詳細については、「広報川越」を御覧ください。

お問い合わせは、博物館まで。



8月を除く各月2回、土曜日に開催しています。
博物館に遊びに来てください。



川越市立博物館

平成16年 7/24 竹とんぼを作ろう (A)

9/11 和紙を作ろう (B)

9/25 和紙を作ろう (B)

10/23 埼玉大学の企画 (A)

10/30 埼玉大学の企画 (A)

11/13 わら縄作りをしよう (B)

11/20 切紙・折り紙を楽しもう (A)

12/11 お正月飾りを作ろう (B)

12/18 万華鏡を作ろう (B)

(A) { ●申し込みは不要です。当日、直接博物館へお越しください。
7/24開催の教室は、午前・午後それぞれ先着30名までです。
●参加のための入館は無料です。

●場所 川越市立博物館

●時間 午前10時～11時30分

午後1時30分～3時30分

(B) { ●事前に電話かファクスでの申し込みが必要です。
●参加のための入館は無料です。

※詳細は当館にお問い合わせください。

第14回収蔵品展

菓子職人の道具 —川越の菓子文化を探る—

平成16年7月17日(土)～9月12日(日)



博物館では、川越市やその周辺地域の方から寄贈された資料を数多く収蔵しています。これらの資料を有効活用するため、毎年収蔵品展を開催して広く公開する機会を設けています。

今回は、寄贈された資料のうち菓子職人の道具を中心に展示します。また、家庭用の菓子作りの道具や、川越における菓子職人・商人の資料なども併せて展示する予定です。

皆様の御来館をお待ちしています。

第24回企画展「中世社会と入間川流域」(仮題)

会期：平成16年10月9日(土)～11月14日(日)

入間川流域の中世武士と信仰をテーマに、流域に残されている仏像、懸仏、板碑などからこの地域に展開した信仰世界を探ります。なおこの展示は、入間川流域の4市1村(川越市・狭山市・入間市・飯能市・名栗市)で進めている合同企画展示「入間川再発見！一身近な川の自然・歴史・文化をさぐってー」の一環として開催するものです。

利用の御案内

◆入館料

区分	博物館	川越城 本丸御殿	川越市 藏造り資料館	共通入館(観覧)券		
				博物館 美術館	博物館・本丸御殿 藏造り資料館	博物館・本丸御殿 藏造り資料館・美術館
一般	200円 (160円)	100円 (80円)	100円 (80円)	300円	300円	450円
大学生 高校生	100円 (80円)	50円 (40円)	50円 (40円)	150円	150円	220円

※()内料金は、団体[20名以上、1名につき]の場合

◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は4時30分まで)

◆休館日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)※川越まつりの翌日は開館

第4金曜日(休日・休翌日を除く)年末年始(12月28日～1月4日)

特別整理期間(12月中旬予定)

*開館時間・休館日は、博物館・川越城本丸御殿・川越市藏造り資料館とも同様
(特別整理期間は、博物館のみ休館)

交通案内

東武東上線・JR川越線 川越駅より
または西武新宿線 本川越駅より
東武バス「札の辻」下車徒歩8分
・御来館の際は、なるべく電車、バス
をご利用ください。

発行日 平成16年7月20日 発行 川越市立博物館

〒350-0053 川越市郭町2丁目30番地1 ☎049-222-5399 FAX 049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp
<http://www6.ocn.ne.jp/~kawahaku/>